特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	独立行政法人日本学生支援機構
提出日	
	令和1年10月4日
概要説明日	

令和1年10月11日

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	総評	12
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
(1)しきい値判断 に誤りはないか。	_	_	_	_		対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	_			ı	認めら	特定個人情報ファイルは、独立行政法人 日本学生支援機構(以下「機構」という。) が独立行政法人日本学生支援機構法(以 下「機構法」という。)による学資の貸与及 び支給に関する事務において保有するも のであることから、実施主体は適切であ る。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_	_	-	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとして いる。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルを取り扱う事務に ついて、事務の変更は10月下旬を予定して おり、事務の変更の検討段階での適切な 時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	ホームページにて、31日間実施した。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報保護評価 書様式での項目 について検討し、 記載しているか。	_	_	_	_		機構法による学資の貸与及び支給に関 する事務について、求められる事項が具体 的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実署は、特定個人情報保護 評価の部情報保護評価の対象とは、護評価の対象とし、である。 下ののが表している。 を軽減さいましたができるか。	_	—	_	_	認めら	機構法による学資の貸与及び支給に関する事務における番号制度への対応は機構政策企画部が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 P.55 ~ P.57	I 1. ②	問題は 認められない	
		3. 当該システムが実 現する機能の名称と その概要を具体的に 記載しているか。	P.3	I 2. ②	問題は 認めら れない	
(8)特定個人情報	①特定個人情報	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3	I 2. ③	問題は 認めら れない	機構法による学資の貸与及び支給に関する事務の内容について、予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認、返還期限猶予・減額返還における審査、適格認定における収入状況の確認、返還者等との和解に向けた折衝等において、
保護評価の対象 となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務しま ける特定個人性 報の流れを併せ て記載している か。	ファイルを取り扱う 事務やその事務 において使用する システムについ て、基本情報を具 体的に分かりやす く記載しているか。	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.4	I 4. ①	問題は 認められない	子並中込時には本人又は本人の代達人がら郵送により個人番号を入手し、整合性を確認した上で紐付け用DBシステムに登録する等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、公平かつ公正な奨学
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載してい るか。	P.4	I 4. ②	問題は 認められない	生の採用及び奨学金の回収の実現、添付書類の省略による奨学生等の負担軽減等のメリット等が具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.6 P.58 ~ P.65	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
(9)特にはいいのでは、19、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	_	_	P.22 ~ P.31	ш. w	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.31	IV 1. ①	問題は 認められない	自己点検について、特定個人情報を取り 扱う職員を対象として、特定個人情報の取 扱い等に関する自己点検及び情報セキュ リティに関する自己点検を対しま施す
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべの記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.31	№ 1. ②	問題は 認められない	ことが記載されている。 従業者に対する教育については、特定個
人のプライバシー のが権利利益防 侵害の民・住民とい 信頼の個人情報に 特定での のう は で のう は で の の の の の の の の に 有 の の の の の の に 有 の の の の	に対する教育・啓 発を行っている か。	72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.31	₩ 2.	問題は 認められない	人情報の取扱いについて理解を深め、特 定個人情報の保護に関する意識の高揚を 図るための啓発その他必要な研修を行うこ と等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.33	VI 2. ⑤	問題は認められない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライ バシー等の権 利益の保護の宣 言は、頼の健 所 は、頼の個 は 時 で は 時 で は は は に は は に は は に は は に は は に は は に は は に は は に は は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に い ら い ら い ら と に ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら い ら	_	_	P.1	表紙	問題は認められない	機構は、学資の貸与及び支給に関する 事務における特定個人情報ファイルの取 扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取 扱いが個人のプライバシー等の権利利益 に影響を及ぼしかねないことを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるため、行政の きせるリスクを軽減させるため、行 における特定の個人を識別するための 号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)その他関係法令等を遵守するとと もに、特定個人情報の保護と安全な利用に ついて適切な措置を講じ、もって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組 んでいることを宣言している。

学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.7	I 2. 3	問題は認め られない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.7 ~ P.8	II 2. ④	問題は認め られない	
		 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的 に記載しているか。 	P.9	II 3. 4	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.9	II 3. ⑤	問題は認め られない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
	②特定個人情	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.11	П 3. (8)	問題は認められない	特定個人情報を保有する必要性として、 奨学金の貸与及び支給の認定における家 計の審査並びに支給中の適格性の確認 (給与奨学生のみ)に当たっては、奨学生 等、生計雑計者、世帯構成員の収入状況
(8)特定個人情報		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.11	II 3. ®	問題は認め られない	等を把握する必要があること、貸与奨学生からの返還誓約書の提出を受けて連帯保証人の収入状況を確認する必要があること等が具体的に記載されている。特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報が記録された書類及び電子室以別し、施空をについては、他の執務ないよう物理的な対策を実施するとともに、電子記錄媒体の保管室内には監視カメラを設置していること、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特
となる事務の内 容の記載は具体 的か。当該事務	扱いの委託、	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	問題は認め られない	
人情報の流れを	特定個人情報 の提供・移転、 特定個人情報 の保管・消去) について、具	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12 ~ P.13	II 4. ②	問題は認め られない	
	体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	~	I 4. 5	問題は認め られない	定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後又は支給終了後(返還することとなった給付奨学金については返還完了後、不正受給金については徴収完了後)5年年1月1日日
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.12 ~ P.13	II 4. ®	問題は認め られない	保管し、保管期間経過後、システム処理に て自動削除すること等が具体的に記載さ れている。
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.14	I 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.14	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ①	問題は認め られない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。 また、その理由を具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ②	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.15	II 6. ③	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22		問題は認められない	
	に講ずべき措 置を具体的に	25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22		問題は認められない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22		問題は認められない	必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、奨学金申込等の申請に必要な書類については奨学金案内等
スクを軽減するために講べき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	で十分に周知の上、各種の申請内容に応じた所定の申請様式、番号法第16条に定められた本人確認のための書類及び所定の様式による同意書のみを、郵送又は対面により提出させ、その他の不要な情報を提出させないこと等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民	記載しているか。記載しているかはされた対策は、特定では、報告を表している。というでは、対策は、報告のは、対策を表している。というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	失するリスクについて、個人番号に関する 書類等を郵送により提出する際は、提出に 係る履歴が分かるよう書留郵便等により 送付するよう奨学金申込者等に指示する こと、紐付け用DBシステムに入力、照会を 行う専用端末において、紐付け用DBシス テムから個人番号を含んだファイルを取り 出して保管することができないようにシステ
7400m.		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	ム制御を行うこと、システム制御が不可能 な複製行為を禁止するルールを定めること 等が具体的に記載されている。
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24		問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない		
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない		
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24		問題は認められない	権限のない者によって不正に使用される リスクについて、紐付け用DBシステムを利 用できる職員を限定し、各個人に対して ユーザID及びパスワードを付与して、ログ イン認証を行うこと、パスワードについて	
	報の使用について、特定されたリスクを 軽減するために講ずべき措	報の使用につ いて、特定さ れたリスクを 軽減するため	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	は、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定すること等が具体的に記載されている。 不正に複製されるリスクについて、紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用
	記記が大大に 記載は情の 記載は情の が大大に できた。 が大大に できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	皿 3. リスク2:	問題は認められない	端末において、個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行うこと、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャ、手書きメモ等)を禁止するルールを定めること、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を入手する際に利用する電子記	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認め られない	環球に、パンチ業者から納品される特定 個人情報が記録された電子記録媒体及び 特定個人情報を取り扱うシステムのバック アップファイルが記録された電子記録媒体 は、いずれも暗号化の上厳重に保管する こと等が具体的に記載されている。	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で 使用しないよう講じている措置を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保 護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない		
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25		問題は認められない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 3. その他の リスク	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	II 4. 情報管理 体制	問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	III 4. 閲覧者の 制限	問題は認め られない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	委託先の情報資産の保護体制、方法等 をあらかじめ調査及び確認するとともに、 機構から提供する特定個人情報の目的外
	報の委託について、特定されたリスクを軽減ずべきは講ず体的に記載している	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は認められない	の利用及び他者への提供を禁止する旨、また、機構から提供された特定個人情報は必要がなくなり次第速やかに機構に返却する旨を契約書に明記すること、秘密保持に係る誓約書等を委託先から提出させること等が具体的に記載されている。 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる従業者を必要最小限に限定すること、特定個人
	か。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は認められない	情報ファイルへのアクセス記録及びシステム処理の操作ログを記録し一定期間保管するとともに、許可された範囲以外の作業を実施していないか確認すること、特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること、特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26		問題は認められない	破壊により、復元が困難な状態にすること 等が具体的に記載されている。
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27		問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査 結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	べき措置を具体的に記載しているか。記	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供・・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置 を具体的に記載しているか。記載された対策は、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な ものか。	P.27	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	II 6. リスク1:	問題は認められない	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28		問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計された中間サーバーを利用し、安全
	ステムとの 特定されたリスクを軽減 るために講ず べき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 6. リスク4:	問題は認められない	性を確保した上で情報取得を行い、情報 提供ネットワークシステムと中間サーバー とのシステム連携以外による情報取得は 行わないこと、機構側のシステムと情報提 供ネットワークシステムとの間は、通信の 暗号化等のセキュリティを維持したネット ワーク(文部科学省ネットワーク、政府共 通ネットワーク等)を利用し、安全性を確保 すること等が具体的に記載されている。
	情報保護評価	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについて、各システムにファイアウォールを設けて、関係するシステム間の通信のみ許可すること、紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末のみとし、その他の使用許可を得ていない端末からの
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	アクセスを受け付けないようシステム側で 制御すること等が具体的に記載されてい る。
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
	⑧報去特スるべ体特のに定をめ措に置いれ軽に置記される(本でしたき的措にをが出にである。	63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	皿 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、特定個人情報を取り 扱う基幹的なサーバー等の機器設置室等 については、立ち入る権限を有する者の特 定、立入りに際しての用件の確認、入退の 記録の措置、ICカード、生体認証、監視カ メラ等の不正入退を抑止するための防犯 設備の設置等の対策を実施していること
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止 策の内容について具体的に記載しているか。記 載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	が具体的に記載されている。 また、特定個人情報が記録された書類及 び電子記録媒体の保管室については、他 の執務室と区別し、施錠して部外者が入室 できないよう物理的な対策を実施するとと もに、電子記録媒体の保管室内には監視 カメラを設置していることが具体的に記載
	ているか。記 載された対し は、特定値評 の目的に照ら し妥当なもの か。		P.29	皿 7. リスク1: ⑪	問題は認められない	されている。 技術的対策として、特定個人情報を取り 扱う情報システムについては、外部からの 不正アクセスを防止するためのファイア ウォールの設定による経路制御等を行うこ と、不正プログラムによる特定個人情報の 漏えい、滅失又は毀損を防止するための
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	皿 7. リスク2:	問題は認められない	ウイルス対策ソフトの導入、最新パターンファイルへの更新による不正プログラムの感染防止等を行うこと、、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないよう制御していること等が具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30		問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
めに講ずいて的ないでは、 でのかいたされば、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	⑩一年の他、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、関係では、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対の	74.奨学金申込者等から生計維持者 等の関係者の個人番号の入手に係 るリスク対策について具体的に記載 されているか。また、記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。	P.22 ~ P.24	Ш 2.	問題は認められない	生計維持者等の関係者の個人番号は、 奨学金申込者等から入手するため、奨学 金申込者等に対しては、マイナンバーの提 出に関して、マニュアル等の作成・配付を 行うとともに、専用ダイヤルを設ける等、相 談対応できる体制を整えるほか、個人番号 の取扱いに関する理解を深めるよう周知す ること等が具体的に記載されている。 また、学校の奨学金の事務担当者が、奨 学金申込者等に特定個人情報を適切に取 り扱うことができるよう指導することになる ため、機構が研修会等において、事務担当 者に対して、その方法等を説明することが 具体的に記載されている。
		75.記録媒体の輸送及び保管の委託に係るリスク対策は具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25 P.26 P.27 等	Ⅲ 3. リスク4: Ⅲ 3. そのベク Ⅱ 4. 等	問題は認められない	委託先の選定に当たっては、情報セキュリティを確保するための体制・個人情報の管理体制を有していることを確認すること、契約後は委託先への立入検査等により、管理体制を確認すること等が具体的に記載されている。 記録媒体の輸送及び保管については、保存したデータを暗号化した上で強固なケースに入れて施錠して運搬すること、入退管理装置が設置され、限定された者のみが入退室できる委託先の倉庫において保管すること等が具体的に記載されている。

【総評】

- (1) 機構法による学資の貸与及び支給に関する事務においては、紐付け用DBシステムを使用し、特定個人情報ファイルである学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 奨学金申込者等からの個人番号の入手に係るリスク及びリスク対策、記録媒体の輸送及び保管の 委託に係るリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考え られる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、紐付け用DBシステムに入力し、照会を行う専用端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御すること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。